

福山市教育委員会会議（第2回）議事日程

2021年（令和3年）5月26日

午後2時

於：大会議室

日程第1		教育委員会会議録の承認について	
日程第2		教育長の報告について	
		教育長報告	1
		事務局報告	
		1 第三次福山市教育振興基本計画の策定について	2
		2 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について	3
		3 学校整備について	6
		4 福山市立常金丸小学校と交流館の複合化による施設整備について	15
		5 福山市子ども読書活動推進計画（第三次）の策定について	16
		6 福山市立学校児童数及び生徒数について	17
		7 福山100NEN教育6th yearの取組について	21
		8 緊急事態宣言期間における市立学校の対応について	23
日程第3	議第8号	福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画について	25
日程第4	議第9号	2022年度（令和4年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針について	26
日程第5	議第10号	2022年度（令和4年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針について	34
日程第6	議第11号	2022年度（令和4年度）福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校の入学者選抜の基本方針及び選抜日程について	40
* 日程第7	議第12号	教育機関の設置及び廃止について	
* 日程第8	議第13号	議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について	
* 日程第9	協議事項	学校再編に係るアンケート調査結果について	
* 日程第10	議第7号	審査請求に係る反論書等について	
* 日程第11	議第14号	臨時代理の承認を求めることについて（教職員の人事）	

\*は非公開予定

教育長報告

4月	24日	土	
	25日	日	
	26日	月	学校訪問（常石小） 学校訪問・校長等協議（向丘中）
	27日	火	広島県都市教育長会 春の総会 [W e b 会議]
	28日	水	新型コロナウイルス感染症対策本部会議
	29日	木	
	30日	金	学校訪問（湯田小） 学校訪問・校長等協議（中条小） 校長等協議〔幕山小〕
5月	1日	土	
	2日	日	成人式（リーデンローズ）
	3日	月	
	4日	火	
	5日	水	
	6日	木	
	7日	金	学校訪問（福山商業高）
	8日	土	
	9日	日	
	10日	月	
	11日	火	学校訪問・校長等協議（春日小）
	12日	水	
	13日	木	臨時会
	14日	金	
	15日	土	
	16日	日	
	17日	月	
	18日	火	
	19日	水	
	20日	木	
	21日	金	臨時校長会議 [W e b 会議]
	22日	土	
	23日	日	
	24日	月	
	25日	火	
	26日	水	寄附受納式 [松永ロータリークラブ] 寄附受納式 [広島県L P ガス協会] 第2回教育委員会会議

## 1 第三次福山市教育振興基本計画の策定について

### (1) 趣旨

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、2017年（平成29年）3月に策定した「第二次福山市教育振興基本計画」の計画期間が2021年度（令和3年度）で終了することに伴い、「第三次福山市教育振興基本計画」を策定する。

本計画は、本市における教育振興施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となるものであり、策定にあたっては、国の教育振興基本計画を参酌するほか、本市の上位計画である「福山みらい創造ビジョン」等と整合を図るものとする。

### (2) 計画期間

2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）

### (3) 今後の予定

2021年（令和3年）	8月	計画の骨子（案）の作成
	11月	計画（素案）の作成
	12月	パブリックコメントの実施
2022年（令和4年）	3月	計画の策定・公表

## 2 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

### (1) 趣旨

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物候補建物（おおむね昭和30年代までに建てられた建物）の所有者から、新たに伝統的建造物特定に関する同意書が提出されたため、福山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成12年条例第58号）第3条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画（平成29年7月28日教育委員会告示第10号。以下「保存計画」という。）を変更した。

### (2) 変更の概要

ア 保存計画 別表1 伝統的建造物一覧（建築物・門・塀）に次の建築物を追加した。

保存計画番号	種別	員数	所在地
184	主屋	1	福山市鞆町鞆字道越町688, 689

イ 保存計画 付図2 伝統的建造物（建築物・門・塀）に保存計画番号184を追加した（別図参照）。

### (3) 実施日

2021年（令和3年）4月27日

## 【参考】

### ○福山市伝統的建造物群保存地区保存条例（抄）

（保存計画）

第3条 教育委員会は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により保存地区が定められたときは、福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 保存計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

（2）保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）の認定に関する事項

（3）保存地区内における建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）及び環境物件の保存整備計画に関する事項

（4）保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項

（5）保存地区の保存のために必要な施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 保存計画を変更する場合においては、第1項及び前項の規定を準用する。

### ○福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（抄）

（教育委員会議決事項）

第2条 教育委員会の会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。

(13) 福山市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成12年条例第58号）に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）の決定及び変更に関すること。

（教育長専決事項）

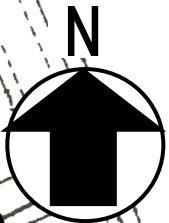
第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、教育長が専決することができる。

(5) 第2条第13号に掲げるもののうち、保存計画の軽微な変更に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、必要と認めるときは、これを次の教育委員会の会議に報告しなければならない。



福山市納町伝統的建造物群保存地区



伝統的建造物（建築物・門・塀）の位置図（2021/4/ 追加分）

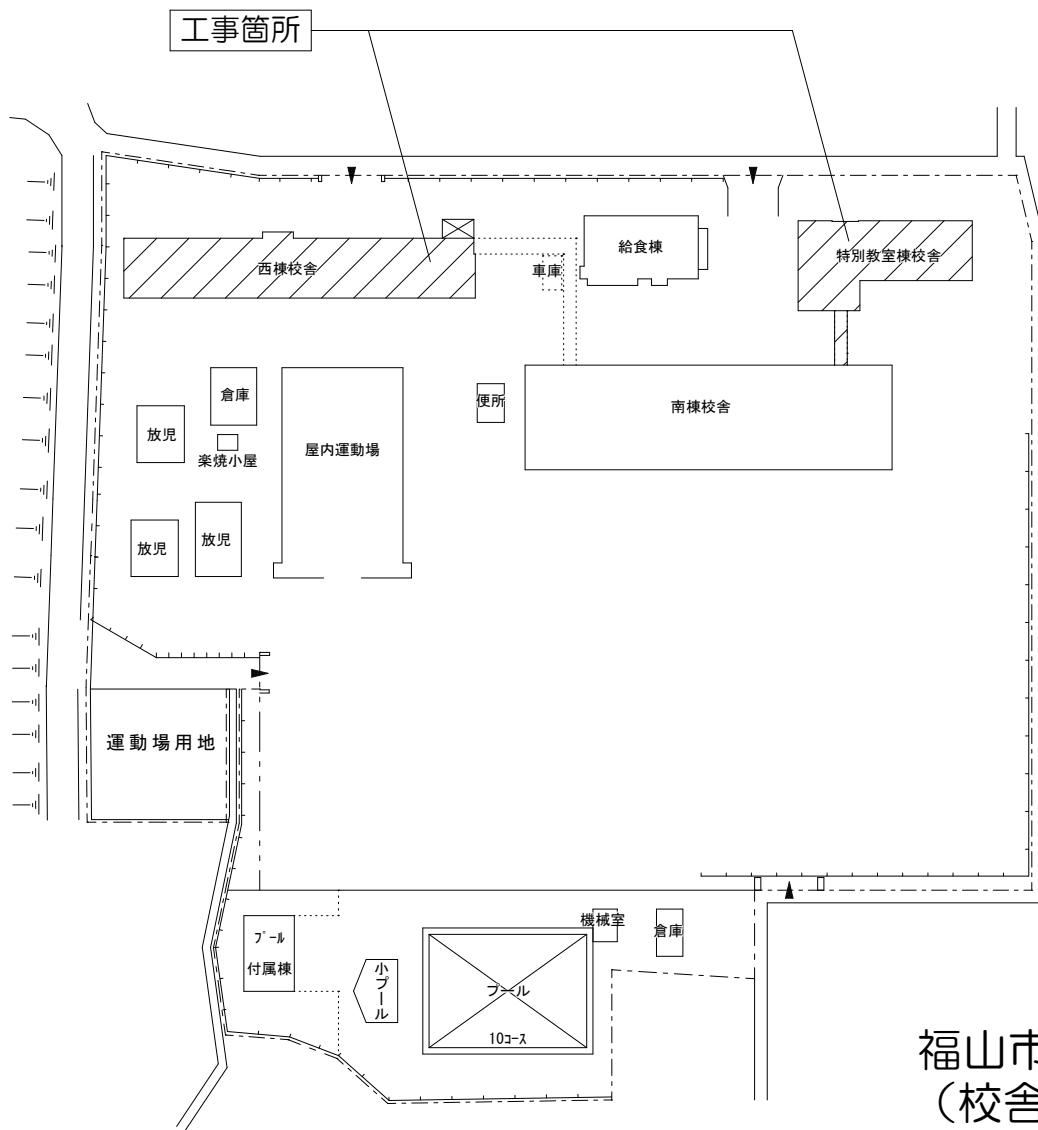
別 図

3 学校整備について

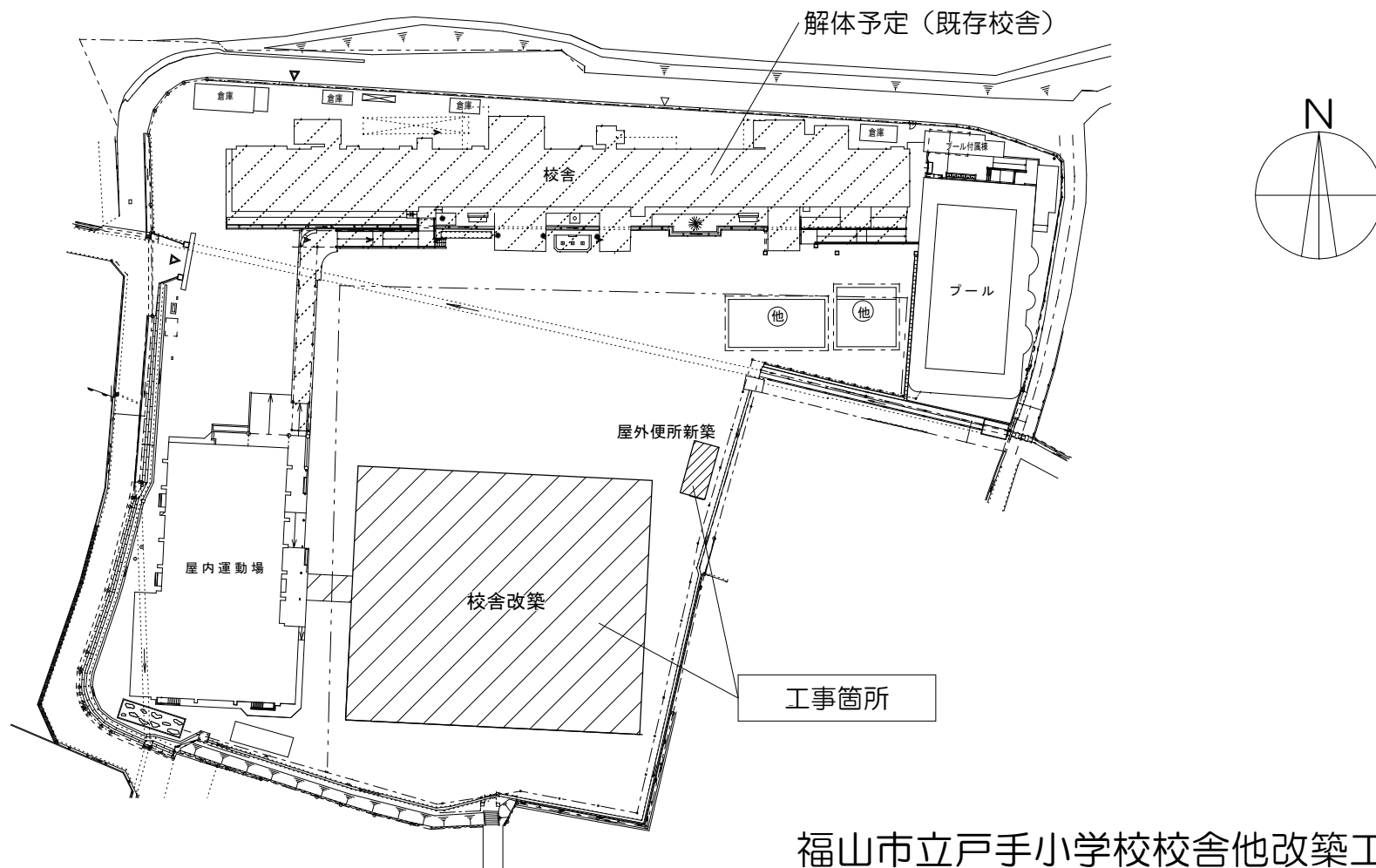
番号	工事名称	工事場所	完成予定日	構造・規模等	実施内容	図面 ページ
1	福山市立加茂小学校 校舎改修工事	福山市加茂町 字中野848番地	2022年 (令和4年) 2月28日	校舎改修 西棟 鉄筋コンクリート造3階建 床面積 1,630㎡ 特別教室棟 鉄筋コンクリート造3階建 床面積 779㎡	校舎改修	8ページ
2	福山市立戸手小学校 校舎他改築工事	福山市新市町 大字戸手1244番地	2022年 (令和4年) 3月31日	校舎改築 鉄筋コンクリート造4階建 床面積 5,359.02㎡ 附属建物 一式	校舎改築	9ページ
3	(仮称) 福山市立千年小中一貫教育校 校舎新築工事	福山市沼隈町 大字草深2058番地2	2023年 (令和5年) 3月31日	校舎新築 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建 床面積 11,435.18㎡ 附属建物 一式	校舎新築	10ページ
4	(仮称)福山市立広瀬学園 小・中学校校舎増築工事	福山市加茂町 字北山1064番地1	2022年 (令和4年) 3月28日	校舎増築 鉄骨造平家建 床面積 367.16㎡ 校舎改修 管理教室棟 鉄筋コンクリート造2階建 床面積 1,031㎡	校舎増築 校舎改修	11ページ
5	福山市立城北中学校 北棟校舎他改築工事	福山市木之庄町四丁目 1番1号	2022年 (令和4年) 3月31日	校舎改築 鉄筋コンクリート造4階建 床面積 4,614.31㎡ 附属建物 一式	校舎改築	12ページ

番号	工事名称	工事場所	完成予定日	構造・規模等	実施内容	図面 ページ
6	福山市立加茂中学校 校舎改修工事	福山市加茂町 大字下加茂1190番地	2022年 (令和4年) 2月28日	校舎改修 管理教室棟 鉄筋コンクリート造4階建 床面積 1,817㎡ 特別教室棟 鉄筋コンクリート造4階建 床面積 2,794㎡	校舎改修	13ページ
7	福山市立新市中央中学校 校舎改修工事	福山市新市町 大字新市1305番地	2022年 (令和4年) 3月18日	校舎改修 北棟 鉄筋コンクリート造3階建 床面積 4,038㎡ 南棟 鉄筋コンクリート造2階建 床面積 2,047㎡	校舎改修	14ページ





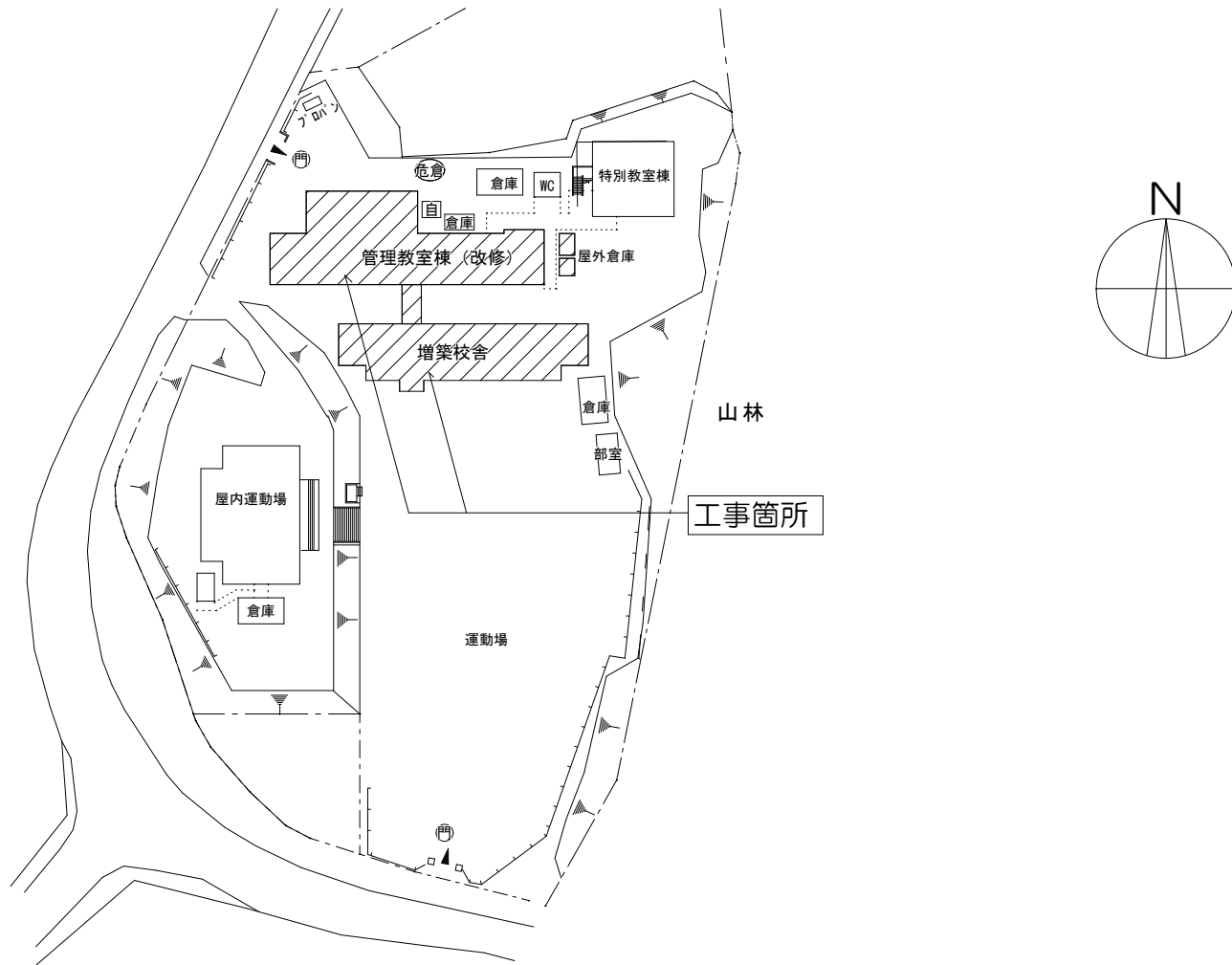
福山市立加茂小学校校舎改修工事  
 (校舎内部改修, 屋上防水改修)



福山市立戸手小学校校舎他改築工事  
 (校舎改築, 屋外便所他新築)



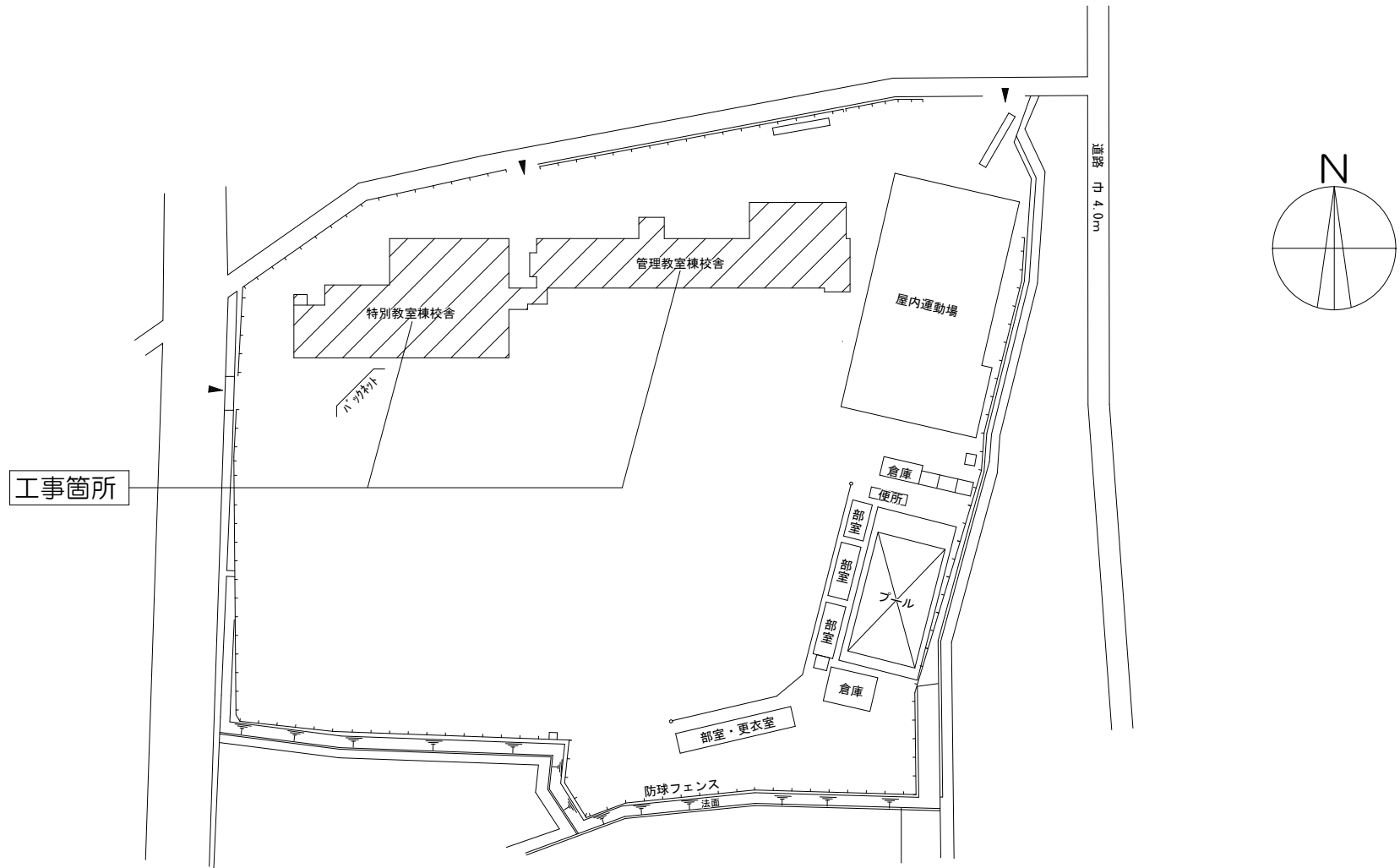
(仮称) 福山市立千年小中一貫教育校校舎新築工事



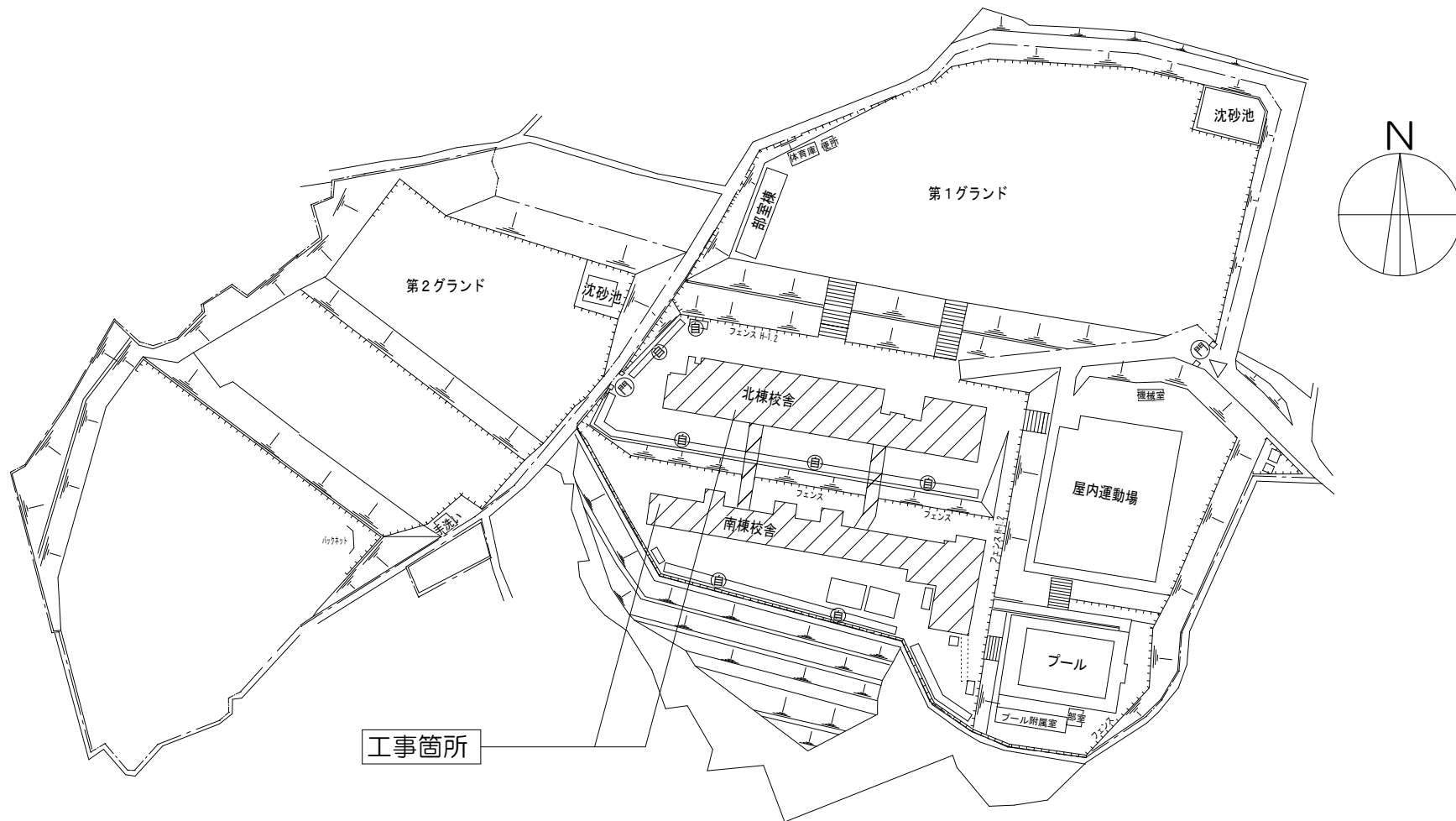
(仮称) 福山市立広瀬学園小・中学校校舎増築工事  
(校舎増築, 既存校舎改修他)



福山市立城北中学校北棟校舎他改築工事  
(北棟校舎改築, 倉庫新築)



福山市立加茂中学校校舎改修工事  
(校舎内部改修, 屋上防水改修)



福山市立新市中央中学校校舎改修工事  
 (校舎内部改修, 屋上防水改修)

#### 4 福山市立常金丸小学校と交流館の複合化による施設整備について

##### (1) 趣旨

常金丸小学校校舎の移転改築にあたり、児童の教育環境の向上と地域振興に資するよう、小学校と交流館を複合化した施設整備を行うもの。

##### (2) 経過

ア 常金丸小学校は、校舎が耐震補強困難であるため、2022年度（令和4年度）の常金中学校と新市中央中学校との再編後、2023年度（令和5年度）末までに現在の常金中学校の位置に校舎を改築し、2024年度（令和6年度）から学校運営を開始する計画としていた。

イ 常金丸学区においては、公民館の建築年数が40年を超えていることから、福山市地域交流施設等再整備基本方針に基づき、「まちづくりの人材育成」「コミュニティの活性化」及び「住民の交流促進」などの機能を備えた、地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点として、交流館の整備を行うことを検討していた。

ウ 2021年（令和3年）3月25日、常金丸学区まちづくり推進委員会から、小学校と交流館の複合化について「福山市立常金丸小学校移転改築についての要望書」の提出があった。

##### (3) 複合化による効果

- ア 児童と多様な世代の地域住民との交流
- イ 学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化
- ウ 学校の教育活動を支える人材の活用
- エ 福山市公共施設等サービス再構築基本方針に基づく、効果的・効率的な施設整備

##### (4) 整備概要

整備場所 福山市新市町大字金丸414番地

敷地面積 16,774平方メートル

諸室等 (小学校) 普通教室, 特別教室, 校長室, 事務室, 職員室, 保健室ほか  
(交流館) 事務室, 団体交流室, 会議室, 多目的室ほか  
(共用スペース) 家庭科室, 音楽室, 多目的室, 交流スペースほか  
(その他) 放課後児童クラブ

##### (5) 今後のスケジュール

2021年度(令和3年度)	実施設計
2022年度(令和4年度)・2023年度(令和5年度)	旧校舎解体工事, 改築工事
2024年(令和6年)4月	供用開始



## 5 福山市子ども読書活動推進計画（第三次）の策定について

### （1）趣旨

2016年（平成28年）11月に策定した「福山市子ども読書活動推進計画（第二次）」の計画期間が2021年度（令和3年度）で終了することに伴い、2022年度（令和4年度）から5年間の「福山市子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定する。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づいて策定する、本市における子どもの読書活動推進のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である。

策定にあたっては、国の子ども読書活動推進基本計画を参酌するほか、本市の教育振興基本計画と整合を図るとともに、関連する他の個別計画との連携を図るものとする。

### （2）計画期間

2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）

### （3）今後の予定

2021年（令和3年）	8月	計画の骨子（案）の作成
	11月	計画（素案）の作成
	12月	パブリックコメントの実施
2022年（令和4年）	3月	計画の策定・公表

6 福山市立学校児童数及び生徒数について

(1) 小学校(74校)

2021年(令和3年)5月1日現在

校番	校名	児童数(人)														学級数									
		通常学級							特別支援学級							合計	通常学級							特別支援学級	合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
1	東小	55	42	53	58	45	54	307	2	3	1	4	3	1	14	321	2	2	2	2	2	2	12	3	15
2	西小	60	65	68	54	78	75	400	5	6	5	1	5	4	26	426	2	2	2	2	2	2	12	6	18
3	南小	50	53	54	43	45	48	293	2	5	6	4	1	1	19	312	2	2	2	2	2	2	12	3	15
4	霞小	42	34	44	44	44	37	245	3	2	6	2	1	0	14	259	2	1	2	2	2	1	10	3	13
5	川口小	90	94	81	83	111	94	553	4	3	0	4	4	7	22	575	3	3	3	3	3	3	18	4	22
6	手城小	76	93	86	91	95	84	525	3	2	8	7	5	4	29	554	3	3	3	3	3	3	18	5	23
7	深津小	83	75	68	72	85	67	450	3	4	3	6	6	7	29	479	3	3	2	2	3	2	15	4	19
8	樹徳小	76	74	78	75	83	93	479	4	3	3	2	4	3	19	498	3	3	2	2	3	3	16	3	19
9	泉小	38	45	51	43	39	43	259	4	4	1	2	3	2	16	275	2	2	2	2	1	2	11	3	14
10	旭小	49	48	26	45	31	48	247	3	2	3	3	3	3	17	264	2	2	1	2	1	2	10	3	13
11	光小	59	60	66	50	59	63	357	8	4	14	3	4	4	37	394	2	2	2	2	2	2	12	6	18
12	引野小	38	42	45	49	32	34	240	2	5	5	5	3	2	22	262	2	2	2	2	1	1	10	3	13
13	蔵王小	29	27	29	36	36	44	201	2	4	3	2	0	4	15	216	1	1	1	1	1	2	7	3	10
14	千田小	90	91	83	101	97	89	551	6	12	11	4	8	15	56	607	3	3	3	3	3	3	18	10	28
15	御幸小	129	121	136	149	174	139	848	13	14	15	13	5	9	69	917	4	4	4	4	5	4	25	11	36
16	津之郷小	41	45	32	37	31	32	218	3	3	4	7	1	1	19	237	2	2	1	1	1	1	8	3	11
17	赤坂小	43	38	31	38	37	34	221	3	6	2	3	3	5	22	243	2	2	1	1	1	1	8	3	11
18	瀬戸小	69	78	72	75	64	61	419	9	7	4	9	4	5	38	457	2	3	2	2	2	2	13	6	19
19	熊野小	9	12	14	14	17	13	79	0	2	0	2	0	3	7	86	1	1	1	1	1	1	6	2	8
20	水呑小	127	106	120	133	124	123	733	8	5	7	4	4	3	31	764	4	4	3	4	4	4	23	5	28
21	箕島小	19	22	24	17	20	14	116	2	3	1	1	1	1	9	125	1	1	1	1	1	1	6	3	9
22	高島小	20	19	19	22	18	25	123	3	1	5	0	0	1	10	133	1	1	1	1	1	1	6	2	8
25	大津野小	58	56	51	56	48	49	318	7	4	8	3	4	6	32	350	2	2	2	2	2	2	12	5	17
26	坪生小	99	87	88	108	107	106	595	5	5	2	9	7	3	31	626	3	3	3	3	3	3	18	5	23
27	春日小	44	55	74	77	73	60	383	2	5	1	4	0	4	16	399	2	2	2	2	2	2	12	3	15
28	神村小	45	39	41	56	55	55	291	6	3	9	4	6	4	32	323	2	2	2	2	2	2	12	5	17
29	本郷小	30	28	15	30	21	21	145	1	1	2	1	6	0	11	156	1	1	1	1	1	1	6	2	8
32	松永小	99	97	97	115	110	101	619	6	12	3	9	13	4	47	666	3	3	3	3	3	3	18	7	25
33	柳津小	23	13	25	18	16	22	117	3	2	4	2	4	1	16	133	1	1	1	1	1	1	6	3	9
34	金江小	16	19	13	12	24	13	97	2	1	0	0	1	1	5	102	1	1	1	1	1	1	6	2	8
35	藤江小	9	16	10	21	18	20	94	1	2	1	3	2	1	10	104	1	1	1	1	1	1	6	2	8
36	伊勢丘小	54	62	72	78	100	95	461	5	11	10	10	8	3	47	508	2	2	2	2	3	3	14	7	21
37	曙小	61	59	80	69	70	63	402	5	6	9	7	5	3	35	437	2	2	2	2	2	2	12	5	17
38	多治米小	85	78	54	76	62	82	437	8	12	16	7	8	8	59	496	3	3	2	2	2	3	15	9	24
39	旭丘小	44	31	41	49	42	42	249	3	3	4	4	3	2	19	268	2	1	2	2	2	2	11	3	14
40	有磨小	14	12	13	13	20	12	84	0	1	1	2	1	0	5	89	1	1	1	1	1	1	6	2	8
41	福相小	18	24	27	22	24	29	144	3	4	3	5	4	3	22	166	1	1	1	1	1	1	6	4	10
42	山野小	1	0	1	0	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	0	0.5	0.5	3	0	3
44	広瀬小	3	3	3	9	6	3	27	0	1	3	0	3	1	8	35	1	1	1	1	1	1	6	3	9
45	加茂小	78	105	97	100	94	95	569	10	8	9	9	9	11	56	625	3	3	3	3	3	3	18	8	26

校番	校名	児童数(人)														学級数									
		通常学級						特別支援学級						合計	通常学級						特別支援学級	合計			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年		6年	計	1年	2年	3年	4年			5年	6年	計
46	宜山小	39	58	52	52	58	48	307	4	1	2	0	1	0	8	315	2	2	2	2	2	2	12	3	15
47	駅家小	113	124	119	128	117	114	715	8	11	6	3	4	5	37	752	4	4	3	4	3	3	21	5	26
49	桜丘小	22	30	26	27	31	44	180	1	3	1	0	2	2	9	189	1	1	1	1	1	2	7	2	9
50	緑丘小	101	101	105	110	125	133	675	7	6	4	11	7	4	39	714	3	3	3	3	4	4	20	6	26
51	長浜小	23	19	20	30	18	32	142	2	2	1	2	3	2	12	154	1	1	1	1	1	1	6	2	8
53	西深津小	49	45	58	45	47	47	291	4	4	3	4	2	8	25	316	2	2	2	2	2	2	12	4	16
54	野々浜小	28	27	27	19	20	20	141	3	2	2	1	5	2	15	156	1	1	1	1	1	1	6	2	8
55	幕山小	40	44	31	52	45	61	273	6	2	5	4	1	5	23	296	2	2	1	2	2	2	11	4	15
56	久松台小	46	51	51	61	57	54	320	1	3	2	4	2	2	14	334	2	2	2	2	2	2	12	3	15
57	新涯小	132	125	140	130	146	133	806	6	11	11	10	9	6	53	859	4	4	4	4	4	4	24	9	33
58	山手小	47	40	46	49	60	59	301	11	8	1	8	4	2	34	335	2	2	2	2	2	2	12	5	17
59	日吉台小	37	61	33	46	41	42	260	6	5	4	4	5	4	28	288	2	2	1	2	2	2	11	4	15
60	川口東小	47	49	52	41	68	49	306	3	1	4	7	7	6	28	334	2	2	2	2	2	2	12	5	17
61	駅家西小	54	58	52	47	42	58	311	7	6	5	6	4	4	32	343	2	2	2	2	2	2	12	5	17
62	大谷台小	12	21	18	20	21	24	116	0	4	0	1	2	0	7	123	1	1	1	1	1	1	6	3	9
63	明王台小	23	21	26	25	33	32	160	3	3	1	1	2	1	11	171	1	1	1	1	1	1	6	3	9
64	内浦小	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	2	0	2
65	内海小	5	8	3	8	5	6	35	0	0	1	0	0	0	1	36	1	1	1	1	1	1	6	1	7
66	常金丸小	21	16	15	17	19	25	113	0	4	3	3	4	6	20	133	1	1	1	1	1	1	6	3	9
67	綱引小	32	28	36	38	40	54	228	4	4	3	1	1	0	13	241	1	1	1	1	1	2	7	3	10
68	新市小	27	39	28	30	35	30	189	5	3	2	4	1	1	16	205	1	2	1	1	1	1	7	3	10
69	戸手小	48	67	62	61	59	69	366	9	5	9	5	7	3	38	404	2	2	2	2	2	2	12	5	17
70	能登原小	2	4	9	5	11	9	40	0	0	1	0	0	0	1	41	1	1	1	1	1	1	6	1	7
71	千年小	45	37	57	41	28	64	272	4	1	1	5	5	6	22	294	2	2	2	2	1	2	11	4	15
72	常石小	21	18	10	13	15	10	87	2	4	4	1	1	1	13	100	1	1	1	1	1	1	6	3	9
73	山南小	16	18	16	24	15	16	105	2	0	1	0	0	0	3	108	1	1	1	1	1	1	6	2	8
74	神辺小	84	89	66	105	89	67	500	5	14	12	7	9	6	53	553	3	3	2	3	3	2	16	7	23
75	竹尋小	21	21	19	26	18	26	131	2	1	0	3	2	4	12	143	1	1	1	1	1	1	6	3	9
76	御野小	58	53	59	61	61	57	349	2	8	6	1	3	2	22	371	2	2	2	2	2	2	12	4	16
77	湯田小	151	143	129	130	138	138	829	10	10	6	12	7	9	54	883	5	5	4	4	4	4	26	8	34
78	中条小	14	16	11	20	24	26	111	0	2	1	3	3	1	10	121	1	1	1	1	1	1	6	2	8
80	道上小	95	105	85	112	103	91	591	5	5	6	9	4	6	35	626	3	3	3	3	3	3	18	5	23
81	遺芳丘小	58	59	52	61	63	62	355	8	12	15	11	9	10	65	420	2	2	2	2	2	2	12	9	21
82	駅家北小	53	53	65	60	63	66	360	10	10	12	11	1	4	48	408	2	2	2	2	2	2	12	7	19
総計		3,637	3,717	3,660	3,932	3,971	3,950	22,867	299	336	327	309	269	252	1,792	24,659	143	143	131.0	136.0	136.5	140.5	830	304	1,134

昨年度からの増減	△150	35	△280	△31	26	△15	△415	3	30	23	27	4	31	118	△297	△0.5	3.5	△4	1	△1.5	3.5	2	14	16
----------	------	----	------	-----	----	-----	------	---	----	----	----	---	----	-----	------	------	-----	----	---	------	-----	---	----	----

## (2) 中学校 (34校)

2021年(令和3年)5月1日現在

校番	校名	生徒数(人)									学級数					
		通常学級				特別支援学級				合計	通常学級				特別支援学級	合計
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計		1年	2年	3年	計		
1	東中	148	151	168	467	6	13	3	22	489	4	4	5	13	5	18
2	城北中	210	213	213	636	10	11	5	26	662	6	6	6	18	6	24
3	城南中	250	210	229	689	15	12	12	39	728	7	6	6	19	7	26
4	鷹取中	99	67	81	247	8	2	6	16	263	3	2	3	8	2	10
5	城東中	130	112	153	395	11	7	6	24	419	4	3	4	11	4	15
6	幸千中	206	182	170	558	7	9	13	29	587	6	5	5	16	6	22
7	済美中	125	124	111	360	4	9	3	16	376	4	4	3	11	3	14
8	向丘中	121	137	117	375	1	5	1	7	382	4	4	3	11	2	13
11	鳳中	98	109	104	311	1	1	3	5	316	3	3	3	9	2	11
12	培遠中	125	145	154	424	7	6	5	18	442	4	4	4	12	4	16
13	大成館中	104	144	123	371	7	6	9	22	393	3	4	4	11	4	15
14	松永中	104	115	102	321	11	6	7	24	345	3	3	3	9	5	14
15	精華中	37	24	36	97	3	2	0	5	102	1	1	1	3	2	5
16	中央中	96	102	120	318	8	6	3	17	335	3	3	3	9	3	12
17	芦田中	48	32	60	140	1	1	2	4	144	2	1	2	5	3	8
18	山野中	1	5	1	7	0	0	0	0	7	1	1	1	3	0	3
19	広瀬中	9	9	9	27	5	0	2	7	34	1	1	1	3	2	5
20	加茂中	97	76	109	282	7	4	6	17	299	3	2	3	8	3	11
21	駅家中	112	109	135	356	8	5	4	17	373	3	3	4	10	3	13
22	誠之中	195	209	201	605	6	13	8	27	632	5	6	6	17	4	21
23	城西中	77	68	77	222	12	3	2	17	239	2	2	2	6	3	9
24	大門中	111	125	131	367	5	3	3	11	378	3	4	4	11	3	14
25	一ツ橋中	83	87	101	271	5	3	5	13	284	3	3	3	9	2	11
26	東朋中	123	122	138	383	2	5	2	9	392	4	4	4	12	2	14
27	駅家南中	159	142	148	449	12	7	6	25	474	4	4	4	12	4	16
28	内海中	5	5	12	22	0	1	2	3	25	1	1	1	3	2	5
29	常金中	6	13	19	38	0	0	1	1	39	1	1	1	3	1	4
30	新市中央中	120	126	121	367	6	3	1	10	377	3	4	4	11	2	13
31	福山中	120	120	118	358	0	0	0	0	358	3	3	3	9	0	9
32	千年中	55	75	59	189	6	2	2	10	199	2	2	2	6	2	8
33	至誠中	24	33	34	91	0	2	2	4	95	1	1	1	3	2	5
34	神辺中	171	173	180	524	2	5	3	10	534	5	5	5	15	2	17
35	神辺東中	67	68	80	215	3	4	3	10	225	2	2	2	6	2	8
36	神辺西中	131	141	128	400	2	5	7	14	414	4	4	4	12	2	14
	総計	3,567	3,573	3,742	10,882	181	161	137	479	11,361	108	106	110	324	99	423

昨年度からの増減	5	△158	242	89	18	23	25	66	155	2	△5	5	2	11	13
----------	---	------	-----	----	----	----	----	----	-----	---	----	---	---	----	----

## (3) 義務教育学校 (1校)

2021年(令和3年)5月1日現在

校番	校名	児童数(人)														学級数										
		通常学級							特別支援学級							合計	総計	通常学級						特別支援学級	合計	総計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計			1年	2年	3年	4年	5年	6年			
1	帆の浦学園	21	25	15	21	19	21	122	3	3	1	5	3	0	15	137	214	1	1	1	1	1	1	6	2	8
		23	24	23			70	3	3	1				7	77		1	1	1				3	3	6	

昨年度からの増減	△4	10	△6	2	△1	3	4	1	2	△4	3	3	△2	3	7	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	△1	1	5				5	0	2	0				2	7		0	0	0					0	1	1		

## (4) 高等学校 (1校)

2021年(令和3年)5月1日現在

校名	生徒数(人)				学級数			
	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計
福山高校	200	195	187	582	6	6	6	18

昨年度からの増減	2	5	△11	△4	0	0	0	0
----------	---	---	-----	----	---	---	---	---

## 7 福山100NEN教育6th yearの取組について

### (1) テーマ「リアル&デジタル『学びが面白い!』の深化」

ICT(1人1台端末)を最大限活用し、「福山100NEN教育」の4本の柱に基づく取組を推進し、「学びが面白い!」という内発的動機付けに基づく「子ども主体の学び」全教室展開を実現する。

### (2) 取組の基とする考え方

#### ア 認知の仕組みに基づくファシリテーターとしての役割

認知科学の研究において「わかりやすく教えれば、教えた内容が定着するという考えは幻想であり、新しい知識は、持っている知識や経験とつなげながら自分で習得していく」ことが常識とされている。こうした認知の仕組みから、改めて全教育活動を見直し、教職員が、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たす。

#### イ デジタル・シティズンシップに基づく1人1台端末の活用

生活の中にインターネットが当たり前にある環境で育つ子どもたち(デジタルネイティブ)が、ICTの良き使い手となることを目指す「デジタル・シティズンシップ」教育の考えに基づき、文房具として使えるようにしていく。子どもたちがポジティブに活用し、様々な情報や興味のあることに触れ、学習速度や習得度等に応じて学習することで、ICTスキルのみならず、学習の自己調整能力や自律心を育む。

### (3) 主な取組

#### ア 主体的・対話的で深い学び

- ・ 各校、中学校区が主体性を発揮する研究の推進
- ・ 「子ども主体の学び」づくりに係る実践指定校の取組の共有
- ・ EdTech(AI型ドリル等)の活用《昨年度文科省実証事業(全校参加)を踏まえ、各校が選択》
- ・ デジタル教科書の活用・検証《文科省実証事業(全校参加)》
- ・ 「学ぶ過程」を評価するシステム等の研究・構築《福山100NEN教育研究員の委嘱》

#### イ 多様な学びの場の提供

- ・ オンライン授業の研究・実施
- ・ 学校、教室以外の学びの場の質(ICT環境整備・活用、連携等)の充実
- ・ 学校再編による新たな学校開校に向けた教育内容等の編成《義務教育学校「想青学園」、特認校「広瀬学園」、イェナプラン教育校「常石ともに学園」、中中再編校「新市中央中学校」》

ウ 学びをつくる教職員研修

- ・ 教職員のファシリテーションスキルの向上《ティーチャーズ・アカデミー等》
- ・ 教職員のICTスキルの向上《ICTベーシック研修，スタンダード研修等》

エ 元気・笑顔で学び続ける教職員

- ・ 学校における新たな働き方改革取組方針の策定
- ・ 校務の情報化《オンラインによる学級通信等発信，採点・成績，出席簿等のデジタル化，校務支援システムの充実 等》

## 8 緊急事態宣言期間における市立学校の対応について

### (1) 学校運営の基本方針について

- 感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施する。

### (2) 基本的な感染拡大防止対策の徹底について

- 発熱等の症状がある場合には、児童生徒も教職員も、自宅で休養することを徹底する。また、同居の家族に発熱等の症状がみられる場合も、登校、出勤をしない。
- 児童生徒の間隔は、可能な限り2メートル（最低1メートル）を確保して学校教育活動を行う。施設等の制約から距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うなどにより「3つの密」を避ける。
- 基本的には常時マスクを着用し、登下校時も含め、マスクを外す機会を出来るだけ少なくするとともに、咳エチケットを徹底する。なお、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。その際は、換気や児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。
- 給食について、配食を行う児童生徒及び教職員は、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、衛生的な服装をする。また、手指を確実に洗浄したかを点検・記録し、食べる際には、机を対面ではなくスクール形式にする、食事のためマスクを外した状態での会話を控える、食事後の歓談時には必ずマスクを着用する、などの対応を行う。
- 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間に窓を全開）を行う。

### (3) 活動場面ごとの感染拡大防止対策について

#### ア 各教科における学習活動について

- 感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い次のような学習活動は行わない。
  - ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
  - ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
  - ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
  - ・ 図画工作、美術、家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
  - ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
  - ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- デジタル機器の活用について、次の点に留意する。
  - ・ 自校の児童生徒や教職員の感染により、いつ登校できなくなるか分からないことを踏まえ、家庭における学習支援を最大限行うため、デジタル機器活用の



準備をする。

- ・ 緊急時のデジタル機器の活用にあたっては、児童生徒及び教員が日常的に使用することで使い慣れておくことが重要である。日頃から学習用クラウドサービスを活用した健康観察や課題の配信等を行うなど、いつ臨時休業又は自宅待機になっても、学習が途切れないよう備える。

#### イ 部活動について

- 感染状況が「ステージⅣ」に引き上げられたことを踏まえ、原則、中止とする。ただし、学校長の認める最小限の活動（学校体育団体主催大会や、最終学年の生徒の学校生活最後の大会の出場に向けた活動等）については、感染リスクを低減させた上で実施できる。
- その場合、学校の休業日（学期中の週末を含む）においても1日の活動時間は2時間以内（大会への出場等を除く）とする。また、他校との練習試合及び合同練習（合同チームを除く）は行わない。
- 部活動を実施する場合は、次のことを徹底する。
  - ・ 可能な限り感染及びその拡大リスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は、十分な距離を空けて活動する。
  - ・ 生徒の自主的、自発的活動であることを踏まえ、生徒、保護者の同意を得た上で実施する。
  - ・ 教職員等が活動状況の確認を徹底し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は、極力行わないようにする。
  - ・ 部活動の前後においても3密を避け、更衣室に入る人数を制限し、少人数で更衣をしたり、更衣室の換気扇を常に回したりするなどの対応を徹底する。
  - ・ 大会等については、公式戦であることや上位大会に続く予選会に参加する際は、感染症対策、大会前後の健康観察記録の保管などを徹底するとともに、主催団体の示した基準を遵守する。

#### ウ 学校行事について

- 各行事の意義や必要性を確認しつつ、その実施にあたっては、開催時期、場所、時間及び開催方法等について、感染拡大防止の措置を講じるよう十分配慮する。
- 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県や地域との往来は、最大限、自粛する。

#### (4) 福山中・高等学校におけるオンライン授業の実施について

- 5月24日（月）から6月1日（火）の期間、登校による対面授業とオンライン授業を組み合わせた、分散登校を実施する。
- Google Meet を活用し、全ての授業をオンラインでライブ配信する。
- ネットワーク環境等がない生徒は登校し、学校のWi-Fiに接続して視聴する。

## 議第 8 号

### 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画の策定について

2017年（平成29年）7月に策定した福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画（以下「保存計画」という。）に基づき、福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画を策定する。

#### 1 趣旨

保存地区は、江戸時代から昭和30年代に建築された建築物が多数存在し、老朽化しているもの、屋根などがき損しているものが多数確認できる。また、敷地の間口が狭く奥行きが長いことから避難が困難な場合が多く、さらには狭隘な道路を挟んで木造家屋が密集しており、火災や地震などの災害に対する対策がより一層必要とされている。

このため、人命尊重を第一としつつ、保存地区一帯の町並み景観を将来にわたって保存・継承・活用できるよう、ハード・ソフトの両面から防災対策を講じるため、防災計画を策定する。

#### 2 計画期間

本計画では、具体的取組を短期、中期、長期に分けて実施することとしている。今後、防災を取り巻く制度や環境の変化及び上位計画の改定等に併せて、必要に応じ見直しを行う。

○福山市鞆町伝統的建造物群保存地区防災計画（案）【別冊資料】

議第9号

2022年度（令和4年度）に使用する福山市立小学校，中学校及び義務教育学校用教科用図書採択方針について

2022年度（令和4年度）に使用する福山市立小学校，中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針については，別紙のとおりとする。

(別紙)

2022年度（令和4年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針

## 1 採択方針

福山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教科用図書は学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法、学校教育法、学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り、本市の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。

## 2 採択する教科用図書

(1) 小学校用教科用図書（義務教育学校の前期課程用を含む。以下同じ。）

全ての教科用図書について、2021年度（令和3年度）と同一の教科用図書を使用する。

(2) 中学校用教科用図書（義務教育学校の後期課程用を含む。以下同じ。）

原則、2021年度（令和3年度）と同一の教科用図書を使用する。

社会（歴史的分野）については、2019年度（令和元年度）に不合格とされた発行者が、教科用図書検定規則に基づき、翌年度に再申請を行い検定審査に合格したことにより、新たに発行されることになった教科用図書があるため、採択する。

(3) 小中学校等の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書

小中学校等の特別支援学級で特別な教育課程を編成する場合において、当該学年用の検定済教科用図書を使用することが適当でない場合は、下学年用の検定済教科用図書や文部科学省著作教科用図書の使用について十分に考慮し、それらの使用が適当でない場合に限り、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を毎年度、採択する。

## 3 適正かつ公正な採択の確保

(1) 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、教育委員会の責任において、採択における適正、公正を期す。

(2) 特定の教科書発行者と関係を有する者が、教科書採択に関与することがないようにする。

## 4 採択の観点

採択に当たっては、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行い、最も適切なものを採択する。

- (1) 中学校用教科用図書
  - ア 基礎・基本の定着
  - イ 主体的に学習に取り組む工夫
  - ウ 内容の構成・配列・分量
  - エ 内容の表現・表記
  - オ 言語活動の充実
  
- (2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書
  - ア 内容の特徴・程度
  - イ 内容の構成・配列・分量
  - ウ 内容の表現・表記
  - エ 印刷・製本の状態

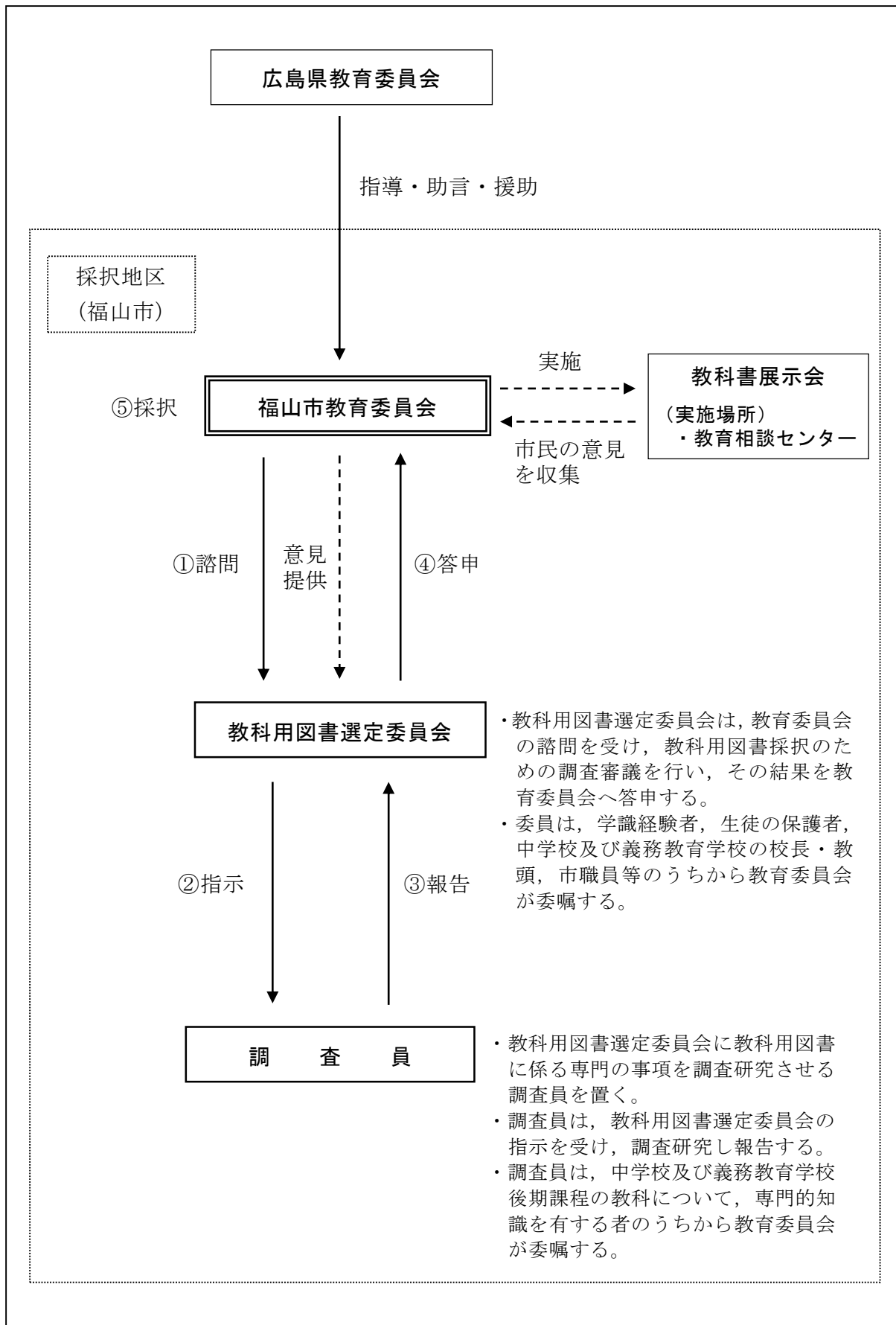
## 5 採択手順

- (1) 中学校用教科用図書
  - ア 教育委員会は、中学校用教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」と総称する。）を設置し、教科用図書採択のための調査審議を行い、その結果を答申するよう諮問する。
  - イ 教科用図書選定委員会に教科用図書に係る専門の事項を調査研究させる調査員を置き、調査員は、教科用図書選定委員会の指示を受け、調査研究し報告する。
  - ウ 教科用図書選定委員会は、調査員の報告を受け、社会（歴史的分野）の教科用図書について調査審議し、その結果を教育委員会へ答申する。
  - エ 教育委員会は、教科用図書選定委員会の答申を踏まえ採択する。
- (2) 小中学校等の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書
  - ア 特別支援学級を設置する各学校は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、特別支援学級担任等で構成する教科書選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。
  - イ 選定会議は、教育委員会の指導、助言を受け、広島県教育委員会が作成する選定資料を参考にするなど調査研究を十分に行い、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定し、各学校は、選定された教科用図書の採択を教育委員会へ申請する。
  - ウ 教育委員会は、各学校からの申請に基づき採択する。

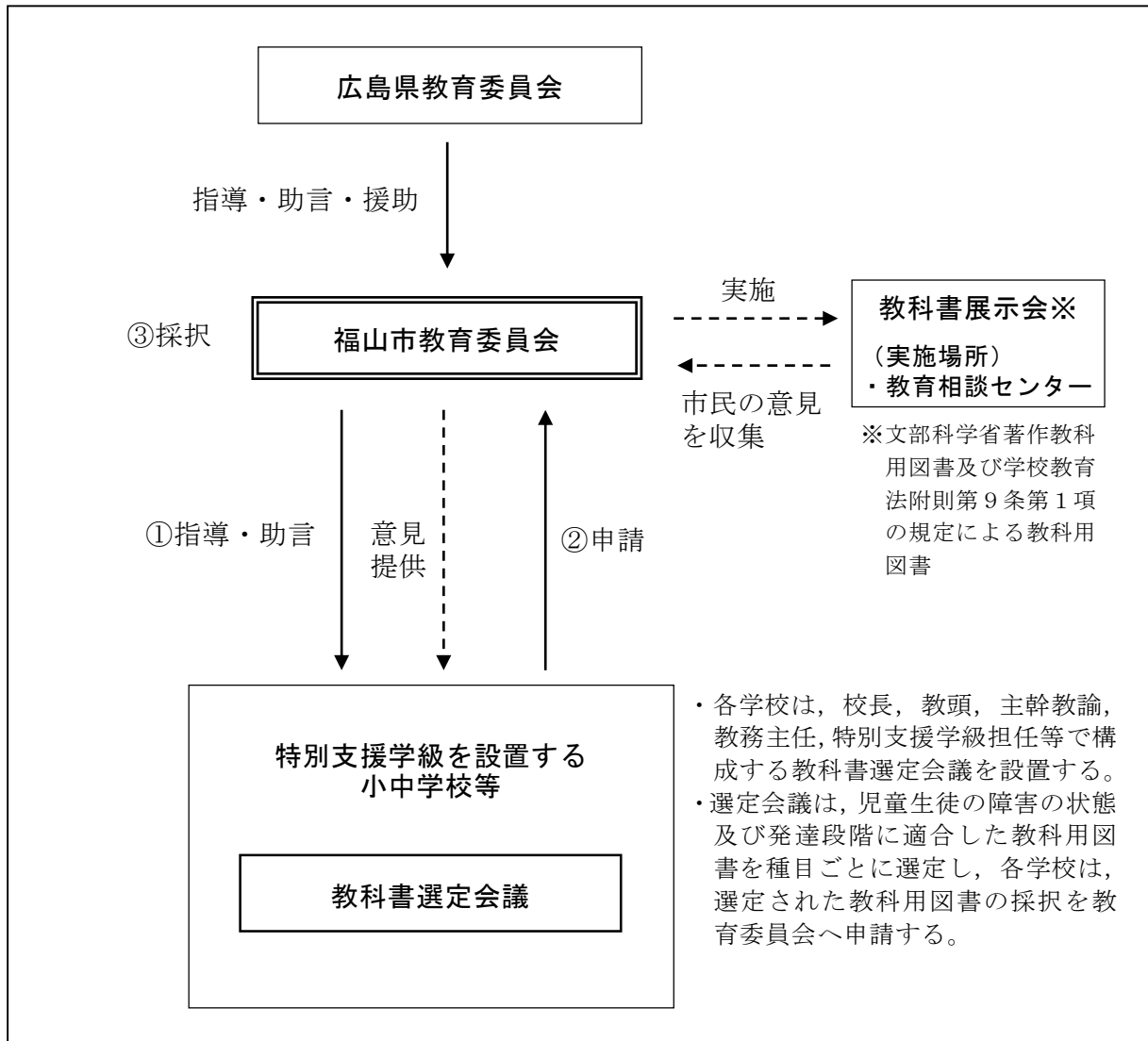
## 6 開かれた採択の推進

採択結果、採択理由及び採択に係る情報等について、採択後、遅滞なく公表するなど開かれた採択を推進する。

## 福山市立中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択手順



福山市立小学校，中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する  
学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書の採択手順



【参考】特別支援学級で使用する教科用図書について

基本的に当該学年の他の児童生徒が使用する検定済教科用図書と同じものを使用するが，特別な教育課程の編成により検定済教科用図書を使用することが適当でない場合は，他の適切な教科用図書を使用することができる。

○選定の順番

- (1) 当該学年用検定済教科用図書
- (2) 検定済教科用図書の下学年用のもの  
知的障害のある児童生徒で当該学年用検定済教科用図書の使用が適さない場合は，下学年の教科用図書を使用する。
- (3) 文部科学省著作教科用図書  
文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用（知的障害）に作成された教科用図書で検定済教科用図書の使用が難しい場合に使用する。
- (4) 学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による教科用図書  
検定済教科用図書や著作教科用図書を使用することが適当でない場合に使用する。

## ○学校教育法（抄）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

## 附 則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

## ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抄）

## （教科用図書の採択）

## （同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

## （採択した教科用図書の種類等の公表）

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

## ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抄）

## （採択の時期）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

## （同一教科用図書を採択する期間）

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。



## ○福山市教科用図書選定委員会条例

平成29年 3月28日

条例第12号

改正 平成30年 6月29日 条例第33号

## (目的及び設置)

第1条 福山市立小学校及び福山市立義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）並びに福山市立中学校（福山市立福山中学校を除く。）及び福山市立義務教育学校の後期課程（以下「中学校等」という。）において使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）の採択（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条に規定する採択をいう。以下同じ。）をする上で必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、福山市小学校用教科用図書選定委員会及び福山市中学校用教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」と総称する。）を設置する。

(一部改正〔平成30年条例33号〕)

## (所掌事務)

第2条 教科用図書選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の表の左欄に掲げる委員会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる教科用図書の区分において、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。）ごとに全ての教科用図書について調査審議し、その結果を答申する。

委員会	教科用図書の区分
福山市小学校用教科用図書選定委員会	小学校等で使用する教科用図書
福山市中学校用教科用図書選定委員会	中学校等で使用する教科用図書

2 教科用図書選定委員会は、前項の規定による答申に必要な資料を作成するため、それぞれ調査研究の観点を含め、第6条第1項の調査員に当該観点を示した上で、調査研究を行わせる。

(一部改正〔平成30年条例33号〕)

## (委員)

第3条 教科用図書選定委員会は、それぞれ委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 小学校等に在籍する児童又は中学校等に在籍する生徒の保護者
- (3) 福山市立小学校、中学校又は義務教育学校の校長及び教頭
- (4) 市の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者又はこれに準ずる者として教育委員会が認める者は、委員となることができない。

4 委員の任期は、第2項の規定による委嘱の日から教育委員会が教科用図書の採択を行う日までとする。

(一部改正〔平成30年条例33号〕)

## (会長及び副会長)

第4条 教科用図書選定委員会の各委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、教科用図書選定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 教科用図書選定委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2 教科用図書選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 教科用図書選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第6条 教科用図書選定委員会の各委員会に、教科用図書に係る専門の事項を調査研究させるため、調査員を置く。

2 調査員は、第2条第2項の規定により示された観点に基づき調査研究を行い、その結果を所属する教科用図書選定委員会に報告する。

3 調査員は、小学校等又は中学校等の教科について専門的知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者若しくはこれに準ずる者として教育委員会が認める者又は委員は、調査員となることができない。

5 調査員の任期は、第3項の規定による委嘱の日から教育委員会が教科用図書の採択を行う日までとする。

(一部改正〔平成30年条例33号〕)

(意見の聴取)

第7条 教科用図書選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、教科用図書選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第112号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成30年6月29日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

議第10号

2022年度（令和4年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針について

2022年度（令和4年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針については、別紙のとおりとする。

(別紙)

2022年度(令和4年度)に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書採択方針

## 1 採択方針

福山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教科用図書は学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法、学校教育法、学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り、福山中学校及び福山高等学校(以下「福山中高等学校」と総称する。)の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

## 2 採択する教科用図書

### (1) 福山中学校用教科用図書

原則、2021年度(令和3年度)と同一の教科用図書を使用する。

社会(歴史的分野)については、2019年度(令和元年度)に不合格とされた発行者が、教科用図書検定規則に基づき、翌年度に再申請を行い検定審査に合格したことにより、新たに発行されることになった教科用図書があるため、採択する。

### (2) 福山高等学校用教科用図書

全ての教科用図書について、毎年度、採択する。

## 3 適正かつ公正な採択の確保

(1) 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、教育委員会の責任において、採択における適正、公正を期す。

(2) 特定の教科書発行者と関係を有する者が、教科書採択に関与することがないようにする。

## 4 採択の観点

採択に当たっては、文部科学省の示す一般的指導事項及び福山中高等学校の教育課程に照らして検討し、最も適切なものを採択する。

なお、福山中学校用教科用図書の採択に当たっては、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する選定資料を活用して十分な調査研究を行うものとする。

- (1) 基礎・基本の定着
- (2) 主体的に学習に取り組む工夫
- (3) 内容の構成・配列・分量
- (4) 内容の表現・表記
- (5) 言語活動の充実

## 5 採択手順

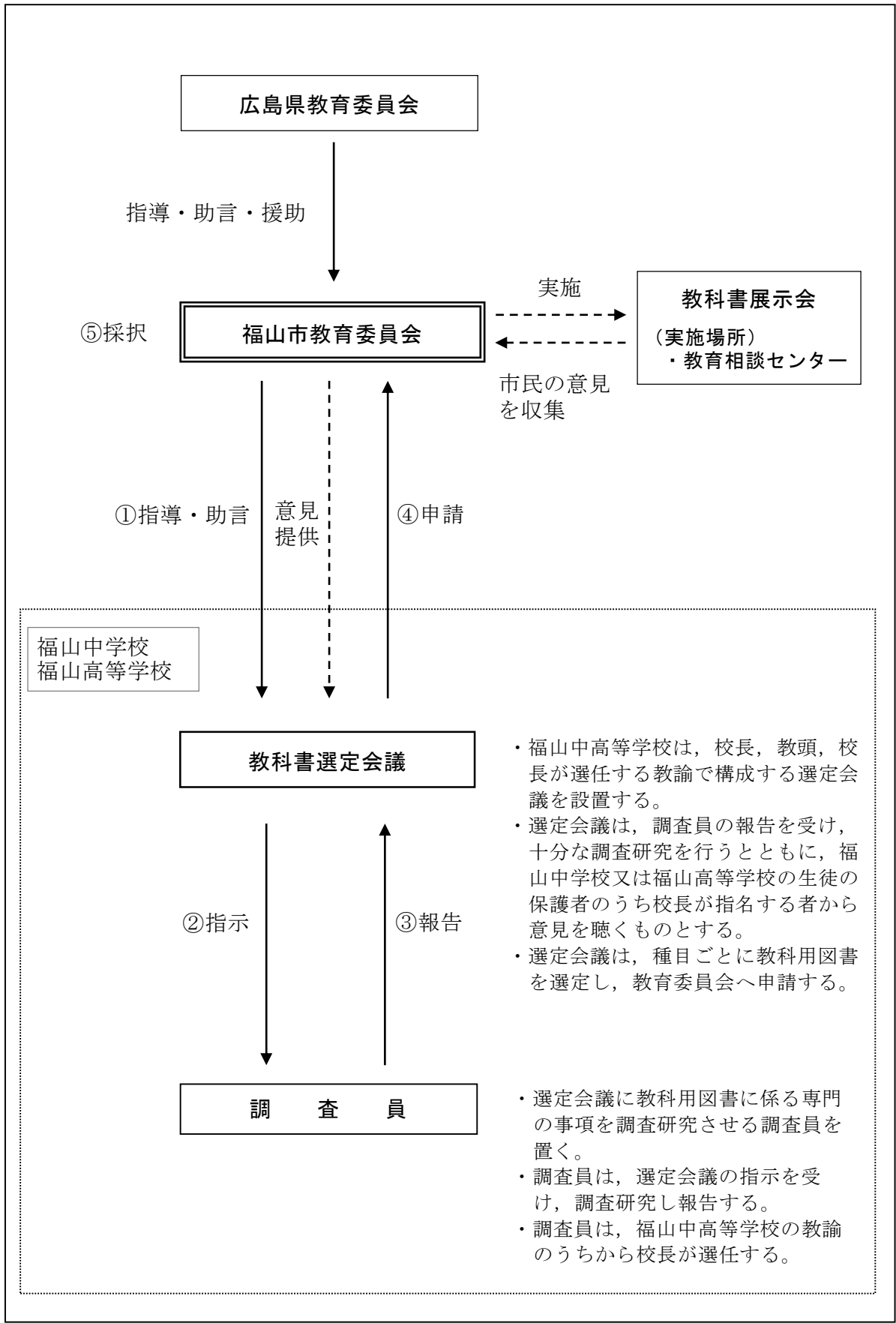
(1) 福山中高等学校は、校長、教頭及び校長が選任する教諭で構成する教科書選定会議(以下「選定会議」という。)を設置する。

- (2) 選定会議に、福山中高等学校の教諭のうちから校長が選任し、教科用図書に係る専門の事項を調査研究させる調査員を置き、調査員は、選定会議の指示を受け、調査研究し報告する。
- (3) 選定会議は、調査員の報告を受け、十分な調査研究を行うとともに、福山中学校又は福山高等学校の生徒の保護者のうちから校長が指名する者から意見を聴くものとする。
- (4) 選定会議は、教育課程及び生徒の学習実態に適した教科用図書を種目ごとに選定し、教育委員会へ採択を申請する。
- (5) 教育委員会は、福山中高等学校からの申請に基づき採択する。

## 6 情報公開

採択結果、採択理由及び採択に係る情報等について、採択後、遅滞なく公表するなど開かれた採択を推進する。

福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校で  
使用する教科用図書の採択手順



福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書  
の採択事務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山市立福山中学校（以下「福山中学校」という。）及び福山市立福山高等学校（以下「福山高等学校」という。）（以下「福山中高等学校」と総称する。）で使用する教科用図書（以下「教科用図書」という。）について、「福山市立福山中学校及び福山高等学校用教科用図書の採択方針」に基づき、適正かつ公正な採択事務を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(教科書選定会議の設置)

第2条 福山中高等学校の校長（以下「校長」という。）は、前条の目的を達成するため、教科書選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(選定会議の所掌事務)

第3条 選定会議は、教育委員会の指導及び助言の下で、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに教科用図書を選定し、その結果について資料を作成の上、教育委員会へ採択を申請する。

2 選定会議は、前項の資料を作成するため、第7条第1項の調査員に調査研究を行わせるものとする。

(選定会議の委員)

第4条 選定会議は、委員7人以内で組織し、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 校長並びに福山中高等学校の教頭

(2) 福山中高等学校の教諭のうちから校長が選任する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者又はこれに準ずる者として校長が認める者は、委員となることができない。

3 委員の任期は、教育委員会が教科用図書の採択を行う日までとする。

(選定会議の会長及び副会長)

第5条 選定会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、選定会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(選定会議の会議)

第6条 選定会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、校長が招集する。

2 選定会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(調査員)

第7条 選定会議に、教科用図書に係る専門の事項を調査研究させるため、調査員を置く。

2 調査員は、福山中高等学校の教諭のうちから、校長が選任する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者若しくはこれに準ずる者として校長が認める者又は委員は、調査員となることができない。

4 調査員の任期は、教育委員会が教科用図書の採択を行う日までとする。

(調査員の所掌事務)

第8条 調査員は、第3条第2項の規定に基づき、教科用図書について種目ごとに専門的な調査研究

を行い、その結果を選定会議に報告する。

- 2 前項に規定する調査研究のうち、福山中学校で使用する教科用図書に係るものにあつては、種目ごとに全ての教科用図書について行うものとする。

(調査員の会議)

第9条 調査員の会議は、校長が招集し、教科ごとに代表者を定め、調査研究をする。

(意見の聴取)

第10条 選定会議は、教科用図書の選定に関し、福山中学校又は福山高等学校の生徒の保護者のうちから校長が指名する者の会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。

(教科書展示会)

第11条 教育委員会は、教科用図書見本を市民の閲覧に供し、教科用図書の研究に資するため、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）の規定により広島県教育委員会が教科書展示会を開催するに当たって、必要な連携を行うものとする。

- 2 選定会議は、前項の教科書展示会において収集された市民の意見を、教科用図書の選定に関する調査研究の参考とする。

(情報公開)

第12条 教育委員会は、教科用図書に係る採択結果、採択理由及び採択に係る関係者等について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条第1項に規定する時期の後、公開するものとする。

(雑則)

第13条 選定会議は、第3条に規定する所掌事務を行うために、教育委員会事務局学校教育部学びづくり課と必要な連携を行うものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、教科用図書の採択事務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月2日から施行する。



議第 1 1 号

2022年度（令和4年度）福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校の入学  
者選抜の基本方針及び選抜日程について

2022年度（令和4年度）福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校の入学  
者選抜の基本方針及び選抜日程については、別紙のとおりとする。

(別紙)

1 福山市立福山中学校

福山市立福山中学校の入学者の選抜は、併設型中高一貫教育の特色に配慮して、次によりその教育を受けるに足る意欲・適性等を判断して行うものとする。

(1) 選抜の方法

ア 適性検査

(ア) 思考力や思考過程，判断力，表現力等，小学校教育において身に付けた総合的な力を見るため，次の検査を行う。

検査1	資料等をもとに，課題を発見し解決する過程を多様な方法で表現する。
検査2	与えられたテーマや文章に基づき，自分の思いや考え等を文章で表現する。

(イ) 実施時間は，各45分とする。

イ 志望理由書

ウ 調査書

(ア) 調査書は，指導要録に基づき，作成されたものとする。

(イ) 調査書中の各事項（学習の記録の評定，学習の記録の観点別学習状況，総合的な学習の時間の記録，特別活動の記録及びその他の事項）については，5，6年生時（6年生時については，2学期末現在）のものとする。

(2) 合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

(3) その他

入学者選抜に係る簡易開示については，別に定めるところによる。

(4) 日程

内容	実施日・期間	【参考】
		2021年度（令和3年度）選抜
入学願書等受付	1月 6日（木）～ 1月14日（金）正午	1月 7日（木）～ 1月15日（金）正午
適性検査	1月22日（土）	1月23日（土）
合格者発表	2月 2日（水）までに 郵送により通知	2月 1日（月）までに 郵送により通知

2 福山市立福山高等学校

福山市立福山高等学校の入学者選抜は、広島県立高等学校入学者選抜の選抜（Ⅰ）と同一時期に、併設型中高一貫教育の特色に配慮して、次によりその教育を受けるに足る能力・適性等を判断して行うものとする。

（１）選抜の方法

ア 自校作成問題による学力検査

（ア）検査問題は、福山市教育委員会と協議の上、福山高等学校長が作成する。

（イ）検査問題は、平成２９年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。

（ウ）実施教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。

（エ）実施時間は、各教科それぞれ５０分とする。

イ 志望理由書

ウ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、数学、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って５段階で評定する。

（イ）社会、理科については、それぞれ指導要録に従って５段階で評定した評点を２倍する。

（ウ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

（２）合格者の決定

上記（１）の結果を総合的に判断して決定する。

（３）帰国生徒等の特別入学に関する選抜

自校作成問題による学力検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。福山高等学校の入学者選抜と同一時期に行う。

（４）その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

（５）日程

内容	実施日・期間	【参考】
		２０２１年度（令和３年度）選抜
入学願書等受付	１月２０日（木）～ １月２５日（火）正午	１月２０日（水）～ １月２５日（月）正午
学 力 検 査	２月 ３日（木）	２月 ３日（水）
合 格 者 発 表	２月 ８日（火）	２月 ８日（月）

※帰国生徒等の特別入学に関する選抜も同一日程とする。